明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委六四）
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三七一）
○日本国に帰化を許可する件（法務五〇二）
二　○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務三六九）
三　○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（同三七〇）
四　○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業二四四）
五　○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（同二四五）
六　○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一〇二～一一二）
七　○届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件（同一一三）
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一一七）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇一〇～一〇一二）
○道路に関する件（東北地方整備局二二五～二三一）
○道路に関する件（関東地方整備局二六七、二六八）
○道路に関する件（北陸地方整備局七九、八〇）
○道路に関する件（九州地方整備局一七一～一七四）

〔国会事項〕

内閣　特許庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働　最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示三、徳島同二、佐賀同二）
国家試験　平成二十九年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）

〔公告〕

諸事項

官庁　公証人法第十三条に規定する公証人の採用、建設業の許可の取消処分、平成二十八年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧関係

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○国家公安委員会告示第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月二日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
十三号	米沢市から山形県東置賜郡高畠町まで 湯沢市から横手市まで
［略］	
［二～四　略］	

路線名	区間
［同上］	
十三号	湯沢市から横手市まで
［同上］	
［二～四　同上］	

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十一月四日から施行する。

○総務省告示第三百七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成二十九年度米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練参加部隊
二　国外派遣期間　平成二十九年十一月三日から平成二十九年十一月二十二日まで
三　派遣人数（概数）　二十五人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州

○法務省告示第五百二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年十一月二日

法務大臣　上川　陽子

住所　長野市大字東和田689番地27
林俊維　昭和59年8月2日生

住所　大阪府摂津市鳥飼和道1丁目8番28―301号
チャン・ミン・フォン　昭和60年7月27日生